○財務省令第三十九号

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十八号）の施行に伴い、外国為替に関する省令及び外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月三日

財務大臣　麻生　太郎

外国為替に関する省令及び外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令

（外国為替に関する省令の一部改正）

第一条　外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の二中「仮想通貨」を「暗号資産」に改める。

別紙様式第二中「仮想通貨」を「暗号資産」に改める。

（外国為替の取引等の報告に関する省令の一部改正）

第二条　外国為替の取引等の報告に関する省令（平成十年大蔵省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の二中「仮想通貨」を「暗号資産」に改める。

別紙様式第一及び第二中「仮想通貨」を「暗号資産」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の外国為替に関する省令別紙様式第二による申請書並びに改正後の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第一及び第二による報告書については、当分の間、改正前の外国為替に関する省令別紙様式第二による申請書並びに改正前の外国為替の取引等の報告に関する省令別紙様式第一及び第二による報告書を取り繕い使用することができる。